

大田区一時保育事業補助金交付要綱

平成25年 3月28日24こ保発第13460号区長決定
平成27年 3月30日26こ保発第14258号一部改正
平成28年 2月15日27こ保発第13876号一部改正
平成29年 3月31日28こ保発第13948号一部改正
令和元年12月25日31こ保発第14024号一部改正
令和 2年 3月31日31こ保発第15515号一部改正
令和 2年 9月24日 2こ保発第12622号一部改正
令和 4年 1月26日 3こ保発第14760号一部改正
令和 5年 1月11日 4こ保発第15172号一部改正
令和 5年 3月31日 4こ保発第16809号一部改正
令和 6年 4月25日 6こ保発第10318号一部改正
令和 7年 2月26日 6こ保発第15344号一部改正
令和 7年 4月28日 7こ保発第10534号一部改正
令和 8年 3月24日 7こ保発第15886号一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、大田区一時保育事業実施要綱（平成24年 3月30日付け23こ保発第13297号区長決定。以下「一時保育実施要綱」という。）及び大田区病児保育事業・定期利用保育事業職員処遇改善事業実施要綱（令和 4年12月 7日付け 4こ保発第14604号区長決定。以下「処遇改善実施要綱」という。）に基づき事業者が実施する事業（定期利用保育室で行われるものを除く。以下同じ。）に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業を円滑に推進し、もって子供と家庭の支援に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、一時保育実施要綱第2章から第4章まで及び処遇改善実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、次のいずれかに該当する施設又は事業において補助事業を行う者（以下「事業者」という。）とする。

(1) 私立保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第35条第4項の規定に基づき、東京都知事が認可した大田区内の民間保育所

(2) 小規模保育事業所

児福法第34条の15第2項の規定に基づき区長の認可を得て、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして区長による確認を受けた事業者が地域型保育を実施する事業所のうち、

児福法第6条の3 第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、補助事業を実施するための経費で、別表に定めるものとする。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次により選定された補助基本額の合計額とする。

(1) 一時預かり事業

ア 一般型

別表の(1)に定める補助基準額の合計額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。

イ 余裕活用型

別表の(2)に定める補助基準額の合計額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。

ウ 災害特例型

別表の(3)に定める補助基準額の合計額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。

(3) 定期利用保育事業

別表の(4)に定める補助基準額の合計額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。

(4) 緊急一時保育事業

別表の(5)に定める補助基準額の合計額と、補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額の合計額とを比較していずれか少ない額を選定し、これを補助基本額とする。

(補助条件)

第6条 区長は補助金の交付に当たって、別記の補助条件を付すものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請が適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、大田区一時保育事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の内容に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(変更交付申請)

第9条 補助事業者は、交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする場合は、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による変更申請が適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定し、大田区一時保育事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、第8条又は前条の規定による補助金の交付決定後、区長が別に定める期日までに大田区一時保育事業補助金交付請求書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 区長は、前条の規定による請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定による補助金の交付決定を受けた申請者については、引き続き効力を有する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和5年1月11日4こ保発第15172号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表（3）イについては、令和4年10月1日から適用する。
- 2 改正後の様式は、この要綱の施行の日以降の手続きについて適用し、改正前の様式による申請書、通知書その他の書類については、改正後の様式として提出し、及び通知した書類とみなす。

付 則（令和5年3月31日4こ保発第16809号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月25日6こ保発第10318号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（令和7年2月26日6こ保発第15344号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（令和7年4月28日7こ保発第10534号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則（令和8年3月24日7こ保発第15886号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、別表の改正規定（（1）のイに係る部分に限る。）は、同年10月1日から適用する。